

熊本県公告第1022号

物品調達及び業務委託等（建設工事関係を除く。）に係る一般競争入札に付する入札の公告方法については、次のとおりとする。

平成19年12月21日

熊本県知事 潮谷 義子

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されない調達契約に係る一般競争入札の公告については、次に掲げる日から熊本県ホームページに掲載することとし、県公報掲載は行わないものとする。

- 1 物品調達及び印刷等の請負 平成19年12月21日
- 2 業務委託（建設工事関係を除く。）及びリース・レンタル 平成20年4月1日

※ 電子入札又は紙入札案件にかかわらず、上記の期日以降、一般競争入札の公告は入札情報公開サービスシステムの「入札公告等情報の検索」でご確認ください。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約（WTO対象案件）に係る一般競争入札の公告は、従来どおり県公報へも掲載します。）

また、入札結果についても、電子入札又は書面による紙入札にかかわらず、入札情報公開サービスシステムの「入札・契約情報の検索」で確認してください。

なお、入札結果は、本庁契約分については県庁行政棟新館1階情報プラザ、出先機関契約分については各出先機関の契約担当所属において閲覧することができます。